

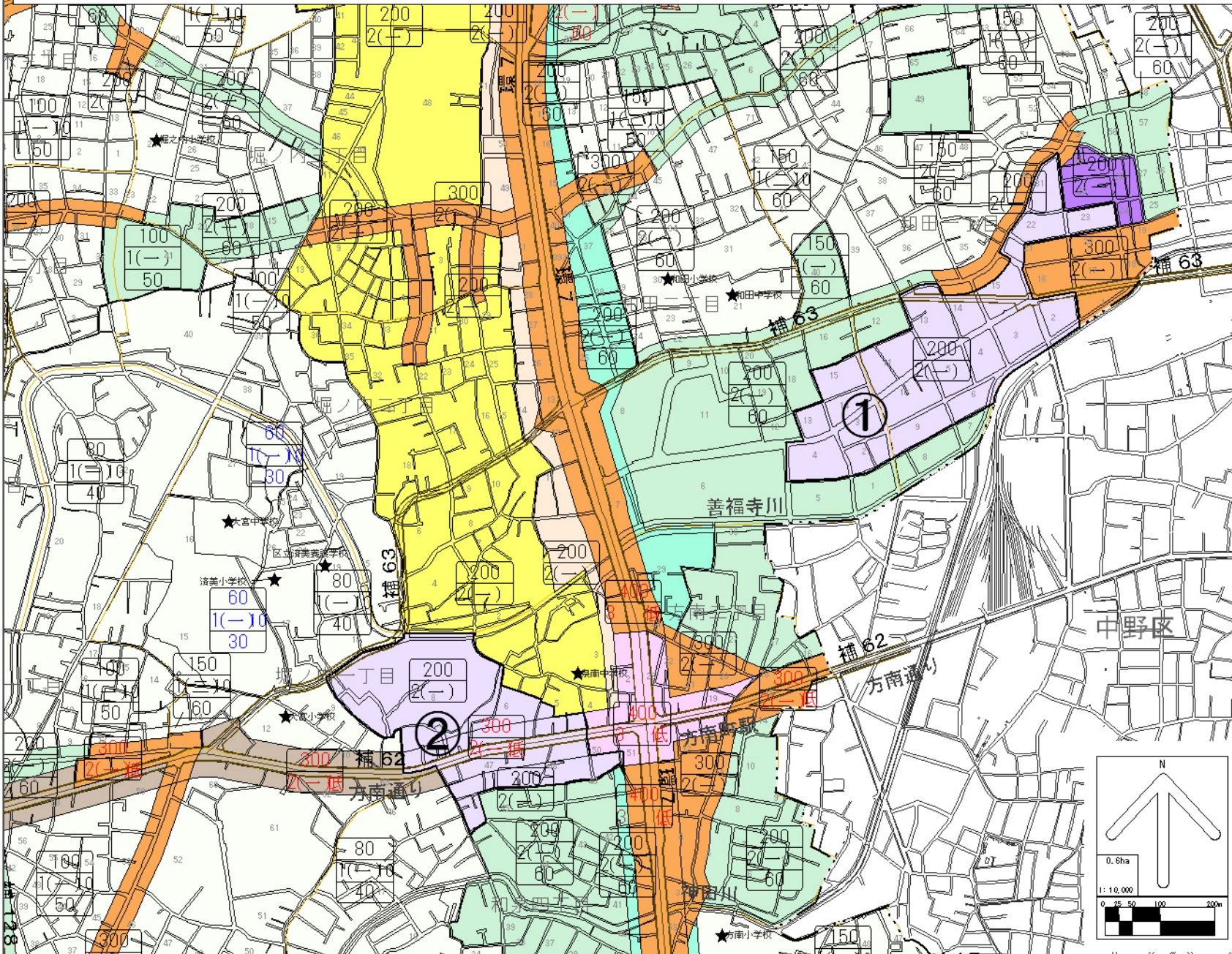
特別工業地区の指定図

①和田一丁目及び二丁目の一部

②堀ノ内一丁目及び和泉四丁目の一部

-- 凡例 --

特別工業地区



用途地域等凡例

	第一種低層住居専用地域（一低）
	第二種低層住居専用地域（二低）

日影規制値種別

容積率	100	最高高さ	60
	1(-)10	建ぺい率	1(-)10
高度地区	50		30

黒字：準防火地域 赤字：防火指定なし

日影規制値種別	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	3時間以上	2時間以上
(二)	4時間以上	2.5時間以上

測定水平面(平均地盤面からの高さ)は1.5mです。日影の規制を受ける建築物は、軒高が7mを超える建築物又は、地上3階以上の建築物です。

	第一種中高層住居専用地域（一中高）
	第二種中高層住居専用地域（二中高）

日影規制値種別

容積率	200/	最高高さ	200
	2(-)	建ぺい率	2(-)
高度地区	60		60

黒字：準防火地域 赤字：防火地域

日影規制値種別	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	3時間以上	2時間以上
(二)	4時間以上	2.5時間以上

測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。日影の規制を受ける建築物は、高さ10mを超える建築物です。

建ぺい率は80%です。

	第一種住居地域（一住）
	第二種住居地域（二住）
	準住居地域(準住)
	準工業地域(準工)
	準工業地域 [特別工業地区]

容積率

300	最低限度高度地区	200
3(-)10	低	2(-)

高度地区

日影規制値種別	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	4時間以上	2.5時間以上
(二)	5時間以上	3時間以上

測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。*ただし、準工業地域での第3種高度地区内は6.5mです。日影の規制を受ける建築物は、高さ10mを超える建築物です。

建ぺい率は80%です。

	近隣商業地域（近商）
	商業地域（商業）
	低層階商業業務誘導地区

容積率

400	最低限度高度地区	300
3(-)10	低	2(-)

高度地区

日影規制値種別	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	4時間以上	2.5時間以上
(二)	5時間以上	3時間以上

測定水平面(平均地盤面からの高さ)は、第3種高度地区内は6.5m、それ以外は4mです。日影の規制を受ける建築物は、高さ10mを超える建築物です。(対象外の建築物もあ)

